

介五郎

介護保険版

<医療費請求>

差分マニュアル

Ver. 10.15.0.0



株式会社インフォ・テック

## 目次

---

1.はじめに .....	2
2. 新型コロナウイルス感染症に係る措置の変更 .....	3
3. 訪問看護医療の変更 .....	5
3-1. (令和5年10月～) 臨時的措置による加算の入力 .....	6
3-2. その他の変更.....	11

# 1.はじめに

---

今回リリースいたしました介五郎（介護保険版）「Ver10.15.0.0」では、新型コロナウイルス感染症対応時の臨時的措置の見直しへの対応を行いました。

令和5年10月1日より新型コロナウイルス感染症の利用者に対して訪問看護を実施した場合の特別管理加算・長時間訪問看護加算の金額が見直されました。これにより5月8日に見直された臨時的措置は9月30日をもって廃止されます。

見直し内容の詳細につきましては本マニュアルをお読みください。

## 2. 新型コロナウイルス感染症に係る措置の変更

令和5年10月1日より新型コロナウイルス感染症の対応を行った時の診療報酬が見直されることとなりました。これにより令和5年5月8日の見直しによる取扱は廃止されます。

変更点は、新型コロナウイルス感染症対応時の特別管理加算・長時間訪問看護加算の報酬額が引き下げられる点になります。10月1日以降の訪問看護療養費の臨時的措置の具体的な内容は以下のとおりです。

【令和5年10月以降の訪問看護療養費に関する特例】
① 新型コロナウイルス感染症の利用者又は新型コロナウイルス感染症が疑われる利用者に対する訪問看護を実施する場合について、当該利用者の状況を主治医に報告し、主治医から感染予防の必要性についての指示を受けた上で、必要な感染予防策を講じて当該利用者の看護を行った場合、特別管理加算の <b>100分の40に相当する点数(1,000円)</b> を月1回に限り算定できる。なお、既に特別管理加算を算定している利用者については、当該加算を別途月に1回算定できる。その場合、訪問看護記録書に、主治医の指示内容及び実施した感染予防策について記録を残すこと。また、訪問看護療養費明細書の「心身の状態」欄に、新型コロナウイルス感染症の対応である旨を記載すること。特別管理加算を、新型コロナウイルス感染症の利用者に対してのみ算定する訪問看護ステーションについては、訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等（平成18年厚生労働省告示第103号）第一の六の（5）に規定する基準を満たしているとみなすとともに、届出は不要である。
② 新型コロナウイルス感染症の利用者に対して、主治医の指示に基づき訪問看護ステーションが緊急に訪問看護を実施した場合、診療所又は在宅療養支援病院の保険医以外の主治医からの指示に基づく場合であっても緊急訪問看護加算（2,650円）が算定できる。
③ 新型コロナウイルス感染症の利用者に対して、主治医の指示に基づき訪問看護ステーションが緊急に訪問看護を実施した場合、長時間訪問看護加算又は長時間精神科訪問看護加算の <b>100分の40に相当する点数(2,080円)</b> を訪問看護を行った時間を問わず1日につき1回算定できる。
④ 新型コロナウイルス感染症の利用者に対して、主治医の指示に基づいて作成した訪問看護計画に定めた訪問看護を実施した場合、長時間訪問看護加算又は長時間精神科訪問看護加算の <b>100分の20に相当する点数(1,040円)</b> を、訪問看護を行った時間を問わず1日につき1回算定できる。
⑤ 新型コロナウイルス感染症の利用者に対して、14日を超えて週4日以上の高頻回の訪問看護が一時的に必要な場合であって、同一月に2回特別訪問看護指示書を交付され、2回目に交付された特別訪問看護指示書に基づき、週4日以上の高頻度の訪問看護を実施した場合、訪問看護基本療養費を算定できる。

（参考）R05.09.15 厚労省事務連絡

『令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて』別添4

(<https://www.mhlw.go.jp/content/001147402.pdf>)

【主な変更点（抜粋）】

旧（令和5年5月8日～9月30日）	新（令和5年10月1日以降）
<p>新型コロナウイルス感染症の利用者又は新型コロナウイルス感染症が疑われる利用者に対する訪問看護を実施する場合について、当該利用者の状況を主治医に報告し、主治医から感染予防の必要性についての指示を受けた上で、必要な感染予防策を講じて当該利用者の看護を行った場合、特別管理加算（2,500 円）を月1回に限り算定できる。なお、既に特別管理加算を算定している利用者については、当該加算を別途月に1回算定できる。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の利用者又は新型コロナウイルス感染症が疑われる利用者に対する訪問看護を実施する場合について、当該利用者の状況を主治医に報告し、主治医から感染予防の必要性についての指示を受けた上で、必要な感染予防策を講じて当該利用者の看護を行った場合、特別管理加算の <b>100分の40に相当する点数(1,000円)</b> を月1回に限り算定できる。なお、既に特別管理加算を算定している利用者については、当該加算を別途月に1回算定できる。</p>
<p>新型コロナウイルス感染症の利用者に対して緊急に訪問看護を実施した場合、長時間訪問看護加算（5,200 円）を、当該患者に対して主として訪問看護を行った訪問看護ステーションにおいて、訪問看護を行った時間を問わず1日につき1回算定できる。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の利用者に対して緊急に訪問看護を実施した場合、長時間訪問看護加算又は長時間精神科訪問看護加算の <b>100分の40に相当する点数(2,080円)</b> を、訪問看護を行った時間を問わず1日につき1回算定できる。</p>
<p>新型コロナウイルス感染症の利用者に対して、主治医の指示に基づいて作成した訪問看護計画に定めた訪問看護を実施した場合、長時間訪問看護加算又は長時間精神科訪問看護加算の 100 分の 50 に相当する点数（2,600 円）を、訪問看護を行った時間を問わず1日につき1回算定できる。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の利用者に対して、主治医の指示に基づいて作成した訪問看護計画に定めた訪問看護を実施した場合、長時間訪問看護加算又は長時間精神科訪問看護加算の <b>100分の20に相当する点数(1,040円)</b> を、訪問看護を行った時間を問わず1日につき1回算定できる。</p>

### 3. 訪問看護医療の変更

これまで新型コロナウイルス感染症の利用者に対して訪問看護を行った時は 1 月に 1 回、特別管理加算 2500 円を算定できましたが、10 月 1 日以降は 1000 円になります。

また、新型コロナウイルス感染症の利用者に対して訪問看護を行った時に算定できる長時間訪問看護加算（精神科含む）について、計画に基づいて訪問した場合の金額が 2600 円から 1040 円に、緊急で訪問看護を行った場合の金額が 5200 円から 2080 円に、それぞれ変更されます。

介五郎では、これらの見直しに対応するため 10 月以降の医療看護実績入力で以下の変更を行いました。

#### 【変更内容】

1.（令和5年10月1日適用）新型コロナ感染症の利用者に訪問看護を行った場合の取扱
①特別管理加算 ・2500 円 → 1000 円
②長時間訪問看護加算 ・計画に基づき訪問看護を実施した場合 2600 円 → 1040 円 ・緊急で訪問看護を実施した場合 5200 円 → 2080 円
介五郎の対応（精神科含む）
①特別管理加算 10 月以降の「医療看護実績入力」「医療系サービス別表」にて ・「特別管理加算（40/100）」「特別管理加算（Ⅰ+40/100）」「特別管理加算（Ⅱ+40/100）」を追加 ・「特別管理加算（Ⅰ・Ⅱ）」「特別管理加算（Ⅱ×2）」を削除
②長時間訪問看護加算 10 月以降の「医療看護実績入力」「医療系サービス入力」にて ・サービス名「長時間訪問看護加算（20/100）」「長時間訪問看護加算（40/100）」を追加 ・サービス名「長時間訪問看護加算（50/100）」を削除

### 3-1. (令和5年10月～) 臨時的措置による加算の入力

介五郎では令和5年10月を境目にして、医療看護実績入力で選択できるサービスコードが変わります。臨時的措置による加算を算定するときは下表にしたがってサービスコードを選択してください。

特別管理加算は「医療系サービス別表」画面で、長時間訪問看護加算は「医療系サービス入力」画面で入力できます。

#### 【特別管理加算】

入力内容	令和5年9月まで	令和5年10月以降
臨時的措置による特別管理加算 (単体)	特別管理加算(Ⅱ)	特別管理加算(40/100)
臨時的措置による特別管理加算 + 通常の特別管理加算Ⅰ	特別管理加算(Ⅰ+Ⅱ)	特別管理加算(Ⅰ+40/100)
臨時的措置による特別管理加算 + 通常の特別管理加算Ⅱ	特別管理加算(Ⅱ×2)	特別管理加算(Ⅱ+40/100)

#### 【長時間訪問看護加算】

入力内容	令和5年9月まで	令和5年10月以降
新型コロナの利用者に対し <u>計画</u> に基づいて訪問看護を行った場合	長時間訪問看護加算(50/100)	長時間訪問看護加算(20/100)
新型コロナの利用者に対し <u>緊急</u> で訪問看護を行った場合	長時間訪問看護加算	長時間訪問看護加算(40/100)

#### 【臨時的措置による加算の入力場所】(10月以降の医療看護実績入力)

特別管理加算	長時間訪問看護加算
(「医療系サービス別表」で加算の区分を選択)	(「医療系サービス入力」でサービス内容を入力)
<p>特別管理欄で下記のいずれかを選択</p> <p>「特別管理加算(40/100)」</p> <p>「特別管理加算(Ⅰ+40/100)」</p> <p>「特別管理加算(Ⅱ+40/100)」</p>	<p>サービス名選択時に下記を選択</p> <p>「長時間訪問看護加算(20/100)」</p> <p>「長時間訪問看護加算(40/100)」</p>

**注意！**

【特別管理加算のある実績を複写したときの注意】

9月以前の実績を10月以降に複写するとき、特別管理加算の設定は複写の対象になりません。かわりに利用者台帳の「特別管理」欄に入力されている区分が複写先の実績に反映されます。

10月以降も臨時的措置による特別管理加算（特別管理加算（40/100））を算定するときは、複写後に改めて入力する必要があります。ご注意ください。

（例）「特別管理加算（Ⅰ・Ⅱ）」が入力された9月分の実績を10月分に複写した場合

（9月分の実績）

（10月分の実績）

①「特別管理加算（Ⅰ・Ⅱ）」は複写されない

（利用者台帳 | 看護情報）

②利用者台帳の特別管理欄の設定が反映される



**注意!**

【「長時間訪問看護加算（50/100）」を含む実績を複写したときの注意】

「長時間訪問看護加算（50/100）」を入力した9月以前の実績を10月以降に複写した場合、算定できないサービスコードなので登録時にエラーが表示されます。このときは不要な加算を削除してください。

（例）「長時間訪問看護加算（50/100）」を含む9月分の実績を10月分に複写した場合

時間	サービス名	回数	単位数	種別	加算	資格	利用	状況
09:00	長時間訪問看護加算(50/100)	1	1	1	1	1	1	1

複写

時間	サービス名	回数	単位数	種別	加算	資格	利用	状況
09:00	長時間訪問看護加算(50/100)	1	1	1	1	1	1	1

「長時間訪問看護加算（50/100）」も複写  
（＝10月以降算定できないサービスコード）

登録時にエラーが出て登録できない

入力エラー

誤ったサービスが登録されています。明細をご確認ください

OK

時間	サービス名	回数	単位数	種別	加算	資格	利用	状況
09:00	長時間訪問看護加算(50/100)	1	1	1	1	1	1	1

「長時間訪問看護加算（50/100）」を削除

【記載例】

<療養費明細書>

提出先 ① 2 3 ② 社 保 ③ 保 期		訪問看護療養費明細書 令和05年10月分		都道府 県番号	訪問看護ステーションコード 1234567	6 ① 社・国 訪問 2 公費	3 後期 4 退職	① 単独 ② 併 ③ 併	② 本人 ④ 六 ⑤ 家族	8 高齢一 0 高齢7	様式第四
公費負担者 の番号 ① ②	公費負担者 の番号 ① ②	公費負担者 の番号 ① ②	公費負担者 の番号 ① ②	公費負担者 の番号 ① ②	公費負担者 の番号 ① ②	被保険者証・被保険者手帳等の 記号・番号	あ・000000 (特番)				
氏名 ① 男 ② 女 ③ 不明 ④ 大 ⑤ 昭 ⑥ 平 ⑦ 5 令 ⑧ 84年01月01日 生	特記	訪問看護ステーションの 住所及び名称 インフォ・テック 訪問看護		FAX: 11-1111-1111		主治医 氏名 インフォ院長 直近報告年月日					
1. 主たる病名 2. 3.	指示期間 (特別指示期間)	05年10月01日 ~ 05年10月31日 / 年月日 ~ 年月日		5日		① 公費 ② 公費					
⑩ 精神科基本療養費Ⅰ	精神科基本療養費Ⅰ	③① 看護師等 3日未満 3日未満 3日未満 3日未満 4日以降 4日以降 4日以降 4日以降		③② 作業療法士 3日未満 3日未満 3日未満 3日未満 4日以降 4日以降 4日以降 4日以降		③③ 准看護師 3日未満 3日未満 3日未満 3日未満 4日以降 4日以降 4日以降 4日以降		③④ 看護師等 2人 3人以上		③⑤ 作業療法士 2人 3人以上	
⑪ 基本療養費Ⅰ	基本療養費Ⅰ	① 看護師等 3日未満 4日以降 ② 准看護師 3日未満 4日以降 ③ 専門の研修を受けた看護師 ④ 理学療法士等		③⑥ 看護師等 3日未満 4日以降 ③⑦ 作業療法士 3日未満 4日以降		③⑧ 看護師等 3日未満 4日以降 ③⑨ 作業療法士 3日未満 4日以降		③⑩ 看護師等 3日未満 4日以降 ③⑪ 作業療法士 3日未満 4日以降		③⑫ 看護師等 3日未満 4日以降 ③⑬ 作業療法士 3日未満 4日以降	
⑬ 基本療養費Ⅰ及びⅡの加算	基本療養費Ⅰ及びⅡの加算	②① 長時間訪問看護加算 1040円×4日, 2080円×1日		6,240円		②② 特別管理加算 5,000円 + 1,000円		6,000円		②③ 特別管理加算 5,000円 + 1,000円	
⑮ 特別管理加算	特別管理加算	⑤③ 特別管理加算 5,000円 + 1,000円		6,000円		⑤④ 特別管理加算 5,000円 + 1,000円		6,000円		⑤⑤ 特別管理加算 5,000円 + 1,000円	
⑯ 特別管理加算	特別管理加算	⑤⑥ 特別管理加算 5,000円 + 1,000円		6,000円		⑤⑦ 特別管理加算 5,000円 + 1,000円		6,000円		⑤⑧ 特別管理加算 5,000円 + 1,000円	

<利用者別負担金請求書/領収書>

### 請求書

管理番号 100009	費用負担者氏名 インフォ 二郎 様	利用者氏名 インフォ 二郎 様
----------------	----------------------	--------------------

  

請求日 令和05年10月	負担割合 長時間訪問看護加算 (20/100)	単位数 4	単価 1,040	金額 4,160	
	長時間訪問看護加算 (40/100)	1	2,080	2,080	

  

保険適用 負担	基本療養費(1)看護師等(週3日以下)	3	10,000	30	30,000
	基本療養費(1)看護師等(週4日以下)	2	13,100	26	26,200
	長時間訪問看護加算 (20/100)	4	1,040	4	4,160
	長時間訪問看護加算 (40/100)	1	2,080	1	2,080
	管理療養費 (初回)	1	7,440	1	7,440
	管理療養費 (2回目以降)	4	3,000	4	12,000
	特別管理加算 (I)	1	5,000	1	5,000
特別管理加算 (II) (40/100)	1	1,000	1	1,000	

  

保険外 負担	特別管理加算 (I)	1	5,000	1	5,000
	特別管理加算 (II) (40/100)	1	1,000	1	1,000

  

	医療費合計	
保険	61,430	利用者負担 18,430
保険外		0
		18,430円

  

	(内消費税)	
		0円

- 長時間訪問看護加算 (20/100)  
新型コロナウイルスに感染した利用者に  
計画に基づいて訪問看護を行った場合
- 長時間訪問看護加算 (40/100)  
新型コロナウイルスに感染した利用者に  
緊急で訪問看護を行った場合

- 特別管理加算 (I)  
通常の特別管理加算 I
- 特別管理加算 (II) (40/100)  
臨時的措置による特別管理加算







**発行：株式会社インフォ・テック**

〒537-0025

大阪府大阪市東成区中道3丁目15番16号 毎日東ビル2F

(TEL) 06-6975-5655 (FAX) 06-6975-5656

**<http://www.info-tec.ne.jp/>**